角地緩和	関係法令	法第53条第3項第2号 品川区建築基準法施行細則第45条

建築基準法第53条第3項第2号に規定する区長が指定する敷地は、以下のとおりとする。

敷地の周長の1/3以上が道路又は公園、広場、川その他これらに類するもの（以下、「公園等」という。）に接し、かつ、次のいずれかに該当するものとする。

（1）2つの道路（建築基準法第42条第2項の規定による道路で、同項の規定により道路境界線とみなされる線と道との間の当該敷地の部分を道路として築造しないものを除く。）が隅角120度未満で交わる角敷地。

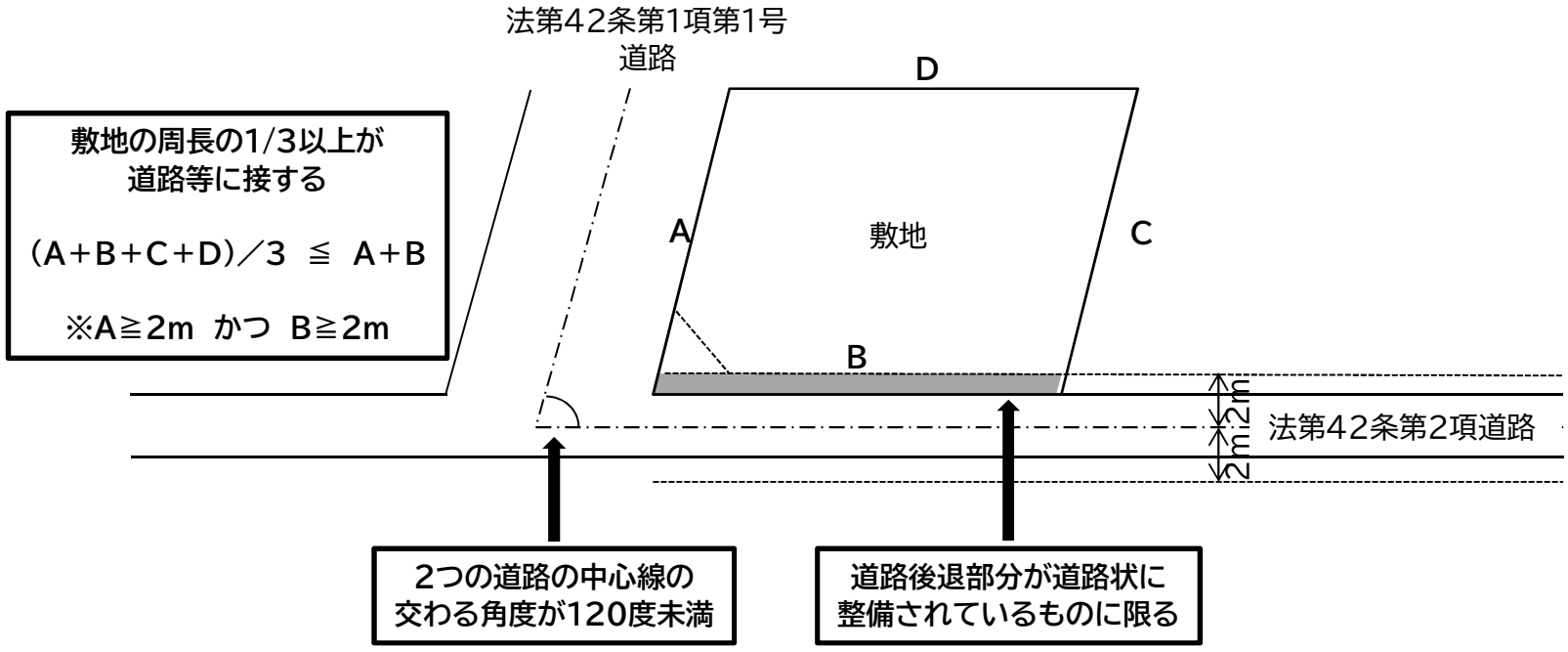

（2）幅員がそれぞれ8m以上の道路の間にある敷地で、道路境界線相互の間隔が35mを超えないもの。

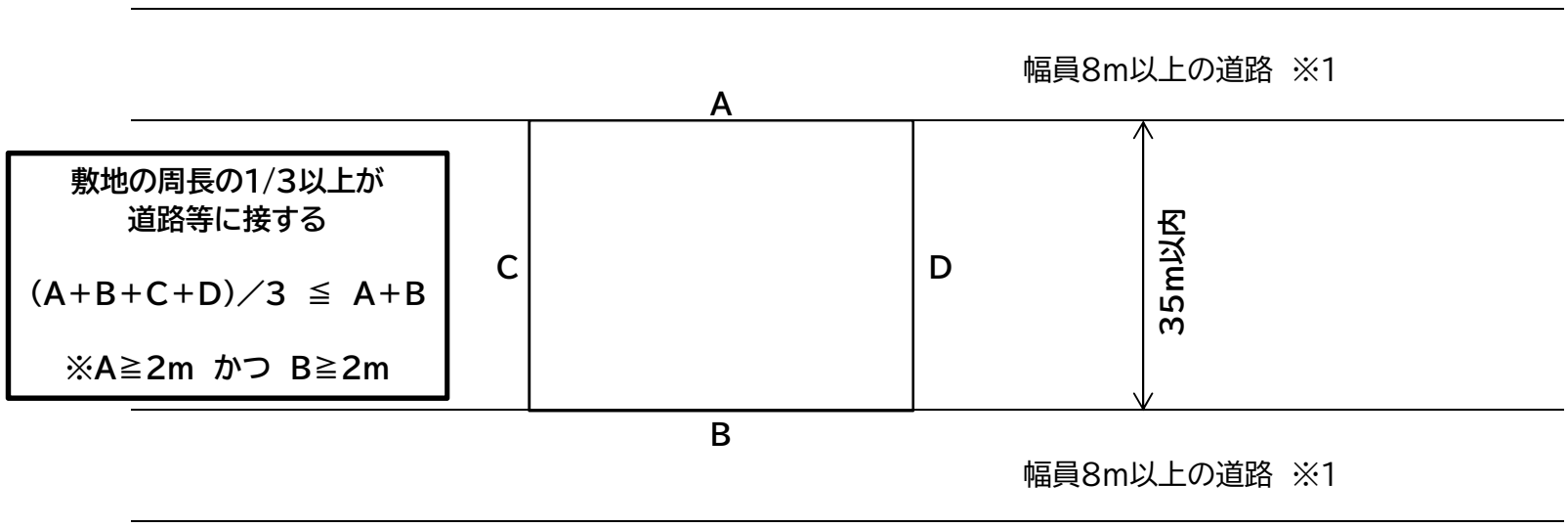

※1 幅員8m以上の道路とは、結節点間もしくは特定道路まで幅員8m以上が確保されているものをいう。

（3）公園等に接する敷地又はその前面道路の反対側に公園等がある敷地で、前2号に掲げる敷地のいずれかに準ずるもの

※「道路」は建築基準法上の道路に限る。
※「公園」「広場」は都市計画法上の都市計画施設に限る。
※「川」は開渠のものに限る。
※「その他これらに類するもの」には、線路敷（高架も含む）、運河とする。ただし、「線路敷（高架含む）」については、駅舎、鉄道事業者の倉庫その他これらに類するものが当該敷地境界線の前面に全くないものに限る。

【参考】品川区例規集（https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/reiki/reiki_honbun/g110RG00000622.html）